

川崎市川崎区公告第 57 号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条で準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 6 月 9 日

川崎市川崎区長 山崎 浩

（別紙省略）